**(令和5年度補正)** 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 **(市町村分)** 個票

自治体名 鴻巣市 (都道府県: 埼玉県 )

本事業の担当部局名総務部やさしさ支援課

事業	<b>*</b>	<u> -</u>	結婚新生活支援事業									
区 分			結婚新生活支援									
関連事業メニュー			4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)									
個別事業名			鴻巣市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	継続							
	実施期間		令和6年4月1	1日 ~	_	令和7年3月31日	事業開始年度	平成 28	年度			
対象	経費支出予 ※(注)1	定額	14,100,000									
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け ※(注)2			(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) <u>※全事業共通</u> 鴻巣市では平成22年をピークに人口減少傾向に入り、将来的にも人口減少・少子高齢化が続くと推測される。これまで「第6次鴻巣市総合振興計画」、「第2期鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」において、基本計画や基本理念、基本目標を掲げ、結婚・出産期から乳幼児期、学齢期、青年期まで切れ目のない子育で支援を推進してきた。しかしながら当市における合計特殊出生率は予約4年時点で1.10と、全国(1.26)、埼玉県(1.17)より低い状況が続いている。この要因としては、「15~29歳女性の転出数が多いこと」「30~34歳女性の未婚率の上昇」などの影響が考えられている。また、「第2期鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に係るアンケートでは「子育てに不安を持っている保護者の割合」が39.8%であり、子育でに対する不安の軽減が大きな課題となっている。 (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) つ選年度に引き続き、中学生を対象に乳幼児やその保護者とのふれあい体験を実施し、命の大切さや子育でについての理解を深めるとともに、若い世代に対しライフデザインセミナーを実施し、自身の将来の仕事・結婚・妊娠・出産・子育でを考えるきっかけづくりを行う。また、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。 本個別事業の位置付け> このような状況を踏まえ、令和4年度に策定した「第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画」においては、子育で・教育・文化に関する政策として「未来をひらく人材を育て、確かな学びと文化が根付くまちづくり」の実現を目指しており、①出産・子育で支援の充実②字な教育の充実③青少年の健全育成④市民文化・生涯学習の充実⑤スポーツの振興の5つの施策で構成されている。本事業については上記①に位置付けられ、結婚・妊娠・出産・子育で等、切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てやすい環境の整備を推進する。									
	1. 概要 【補助対象	要件】										
	•所得要件	7	夫婦の合計所得が 500万円未満		自治体独自 基準の場合							
内 容 ※(注)3	・年齢要件		夫婦ともに婚姻日における年齢 が39歳以下の世帯		自治体独 基準の場							
	【補助上限	額										
	29歳以下 の場合	<b>✓</b>	各費用に係る合計が60万円		自治体独 基準の場							
	39歳以下 の場合	<b>✓</b>	各費用に係る合計が30万円		自治体独 基準の場							
	【対象費目】 「継続補助」 継続補助 【その他独自 住宅の賃借	家賃 】 助規定の <b>自要件</b> 】										

	2. 申請見込											ı
	①新規世帯見込		37		世帯		②継続	世帯見込		0	世帯	
	上記の <sup>.</sup>	うちと	ともに29歳以	下 10		世帯						ŀ
	I		その他	27	ť	世帯						ŀ
	【世帯数積算根拠】								_			-
	所得要件が維持され、職務経験が長い世帯も対象となる可能性が高くなることから、その							とから、その			<del></del>	1
	他世帯を多く見込ん	で積算	した。						【令和	5年度申請状況 <u> </u>	実施中	1
								("	申請世帯数見込 3	88 世帯	)	
										~12月(実績)	23 世帯	
								L	1月~3月(見込)	15 世帯	ノ	
												-
	【金額積算根拠】											!
		<上限額> <積算>							A   4:			ŀ
				00,000 円 =		000,000		左記上限	額のとお	50		
	(その他) 2	27 世		<mark>00,000</mark> 円 =	8,1	100,000						
			(和	継続補助)		: 22.00	円					
				合計	14,	,100,00	00 円					
	3. 広報の実施予定	_	\ _	***		- ±b.	~-> +	1. Tr /	- ^ 11 14		^ !!\!- ^ =  Footb	
		1E' X(II	E、X(旧Twitter)、デジタルサイネージへ掲載し、チラシを29か所(市内公共施設及び市内不動産会社)に合計500枚以									
	上配布する予定。 また、戸籍担当課及	が宿直	5 出当津へ婚が	四尾を場出したす	<b>⊨</b> 1=441	· 子=	ういを配ん	けせるよう体	哲予定			
	よん、广和にコテム	. U'IL LE						אור סף גןי				
		<u> </u>		KPI項					単位	目標値	現状値	
少子化	対策全体の重要	鴻巣市	iが子育てをし	やすいと思う保	護者の	)割合			人		66.5 (令和4年)	
	価指標(KPI)及び			たいと思う乳幼児	児の保	護者害	削合		人		96.2 (令和4年)	
	]成果目標 ※(注)4	年少人	(						件	12,080(令和8年)	12,954(令和4年	)
<u>2</u>	《全事業共通											
	参考指標			項目	1				単位	直近の実績		
	※(注)5		持殊出生率							1.10(令和4年埼玉県人口動態概況)		
2	《全事業共通	婚姻件							件	343(令和4年埼玉県人口動態概況)		
	1 5135 \	婚姻率	<u> </u>							2.9 (令和4年埼玉	県人口動態概況	)
				KPI項	目				単位	目標値	現状値	
		事業内容	\$		項目				/			
		番号	号 (アウトプット)									_
	業の重要業績評		支給世帯実績/支給見込世帯数の割合					%	100	77 (R5年12月末時点	与)	
	(KPI)及び定量的		(アウトカム)					-		77 (10 <del>+</del> 12/1 × 12/1	1/	
成果	見 標 ※(注)6		<b>红版软件</b>	•	•		1-+1+					
		1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業 1 の認知度」					%	80	54 (R5年12月末時点	<b>5</b> )	
		<b>-</b> '-			- 7 - 7 \	<i>-</i> ı	ィーナンノナ	ファルトキュー	70		04 (110十12万 水平) 州	d )
		2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に 2   応援されていると感じた世帯の割合					%	100	77 (R5年12月末時点	<b>=</b> )	
他目治体との連携・役割		市町村	は、結婚支援	記に関するボラン	ティア	や相談	員等を	選定し、国の	定める	育成モデルプログラム	<u> 、</u> を受講した上で、	相
												¥
		県は、少子化対策協議会において、全市町村に事業の実施を働きかけているほか、結婚新生活支援事業について議論するワーキンググループを設置し、より良い事業の進め方を検討する。SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会										
нэ	<b>刀压</b> 聚(注)/	論するソーキンググループを設直し、より良い事業の進め方を検討する。SAITAMA広芸いサバートセンダー連営協議会においては、事業について情報共有を行っている。										
		The state of the s										
早間望	事業者との連携・											
		不動産業者に対し、チラシ配架等について協力いただき、より一層の周知を図る。										
		TOTAL DISTRICT OF HOUSE VILLE COMMON TOTAL CONTROL OF THE WIND OF										

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等) を添付すること
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不 要。
- へ。 一にれまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記 載不要)。
- ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載する こと。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成 果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載 すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入するこ